

## 社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、地方公共団体の職と兼職する役員及び事務局長が常務理事を兼務する場合は支給しない。

2 監事が監査を行った日に対しては、報酬として別表1に定める年度総額の範囲内で同表に基づき支給する。

(報酬の支給)

第4条 当該報酬は、役員等が指定する金融機関口座への振込によって支給するものとする。

(改正)

第5条 本規程の改正は、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月26日から施行する。

別表 1 役員等の報酬

| 役 職 | 報酬日額          |          | 年度総額     | 年度総額      |
|-----|---------------|----------|----------|-----------|
|     | (一人当たり)       |          | (一人当たり)  | (合計)      |
| 理 事 | 出席・テレビ会議等での参加 | 2,000 円  | 22,000 円 | 330,000 円 |
| 監 事 | 出席・テレビ会議等での参加 | 2,000 円  | 22,000 円 | 44,000 円  |
| 監 事 | 監査            | 10,000 円 | 30,000 円 | 60,000 円  |
| 評議員 | 出席・テレビ会議等での参加 | 2,000 円  | 8,000 円  | 128,000 円 |